特 記 仕 様 書

業務名:(仮称)川西市地域公共交通計画策定等支援業務委託

業務箇所:川西市内全域

業務期間:契約日~令和5年3月31日

(特記仕様書の適用)

第1条 本特記仕様書は、上記記載の業務に適用する。

(適用する図書)

- 第2条 本業務の実施にあたっては、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。
 - · 十木設計業務等委託必携 [令和2年10月改定] (兵庫県県土整備部)

(業務目的)

第3条 川西市(以下「本市」という。)では、まちづくりの基礎となる人の移動の主要な手段として、市民の貴重な財産でもある公共交通のあるべき姿を示す「川西市公共交通基本計画」を平成27年3月に策定し、第5次川西市総合計画のめざす都市像である「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」の実現のため、公共交通によるまちづくりの取組みを進めているところである。

しかし、川西市公共交通基本計画の策定以降、人口減少や高齢化の進展に伴う路線バスの利用者減少や一部路線での減便、全国的なバス事業者における乗務員不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出行動の自粛による公共交通利用者の大幅な減少により、公共交通事業者の経営努力のみで、現在のサービス水準を維持することは、非常に厳しい状況にある。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新しい生活様式が取り入れられることで、これまでの生活行動も変化することが想定されることも踏まえ、引き続き、持続可能な公共交通を確保していくため、「川西市公共交通基本計画」の見直しを行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、今後の地域公共交通のあり方や具体的な取組みを示した「(仮称) 川西市地域公共交通計画」として、令和3年度~令和4年度の概ね2箇年で改定するものである。

(業務概要)

第4条 各年度における本業務概要は、以下のとおりとする。

<令和3年度>

- (1) 交通を取り巻く現状と課題の整理
 - 1) 交通関連データの収集・整理
 - 2) 市民アンケート調査による交通行動の把握

- i) 市民交通行動アンケート調査の企画
- ii) アンケート調査の実施
- iii) アンケート調査結果の整理・集計
- 3) 川西市における人の動きの把握
- 4) 交通をとりまく課題の抽出
- (2) 計画目標の設定
- (3) 川西市地域公共交通会議の運営支援
- (4) 打合せ協議
- (5) 報告書の作成
- (6) 成果品

<令和4年度>

- (1) 施策・事業の検討
 - 1) 目標達成のための施策・事業の設定
 - 2) 目標達成のための数値指標や目標値の設定
- (2) パブリックコメントの支援
- (3) (仮称) 川西市地域公共交通計画 (案) の作成
- (4) 川西市地域公共交通会議の運営支援
- (5) 打合せ協議
- (6) 報告書の作成
- (7) 成果品

(業務内容)

- 第5条 本業務内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 交通を取り巻く現状と課題の整理 < 令和3年度> 川西市における現状や市民の移動状況を把握するとともに、交通に係る課題を整理すること。なお、新型コロナウイルス感染症による交通の利用状況の変化も把握・整理すること。
 - 1) 交通関連データの収集・整理 < 令和3年度> 人口や高齢化率の推移、鉄道や路線バス等の利用者数の経年変化など、川西市の統計データ等を活用し整理する。
 - 2) 市民アンケート調査による交通行動の把握 <令和3年度>
 - i) 市民交通行動アンケート調査の企画 < 令和3年度> 市民の詳細な移動状況を把握するため、市民交通行動アンケート調査を企画し、アンケート調査票の作成等の準備を行う。企画にあたっては、新型コロナウイルス感染症による外出行動の変化等について考慮すること。

ii) アンケート調査の実施 <令和3年度>

高校生以上の市民を対象として交通行動アンケート調査を実施する。現在想定している市民交通行動アンケート調査の概要は以下に示すとおりである。ただし、配布用封筒に貼付する宛名ラベルは川西市より支給する。

< 市民交通行動アンケート調査概要 >

・調査対象者:川西市民(市内全域)

·調查方法:郵送配布、郵送回収

·配布部数:1,500部

・調査項目(例):・個人属性(性別・年齢・職業・免許の有無など)

・日頃よく行く場所までの移動について(3つ程度)

・目的 ・日頃よく行く場所 ・主な交通手段 ・頻度

・出発時刻 ・到着予定時刻 ・移動する時の問題点 等

・路線バスの利用状況について

・乗車バス停 ・降車バス停 ・出発地 ・到着地 ・移動目的

・端末交通手段 ・利用頻度 ・利用する時の問題点 等

・新型コロナウイルス感染症による日常生活における外出行動の変化・意識 について 等

- iii) アンケート調査結果の整理・集計 < 令和3年度> 入力されたアンケートデータを集計し、結果をとりまとめる。
- 3) 川西市における人の動きの把握 <令和3年度> 市民交通行動アンケート調査の結果に加えて、川西市公共交通基本計画等のデータを用いて、利用交通手段別OD流動等を集計することで川西市内の人の動きを把握する。
- 4) 交通をとりまく課題の抽出 <令和3年度>

前述 1) ~3) で整理・集計した内容を受けて、それぞれの結果を総合的に見ることにより、川西市の交通特性や公共交通に関する課題を分析し、川西市の交通をとりまく現状と課題を整理する。

(2) 計画目標の設定 <令和3年度>

基本方針に基づき、交通をとりまく現状と課題及び新型コロナウイルス感染症に対する新たな生活様式等を踏まえるとともに、上位計画や関連計画との整合やまちづくりの観点も含めて、計画目標を検討し、設定する。

- (3) 施策・事業の検討 <令和4年度>
 - 1) 目標達成のための施策・事業の設定 <令和4年度>

前述(2)の計画目標を受けて、バスサービス強化に向けた施策や、公共交通不便地域対 応の施策など、計画目標を達成するため提供されるべき運送サービスの全体像を整理するこ と。また、そのサービスを実現するために必要な施策・事業を検討し、事業主体を明確に設 定すること。施策・事業の検討にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第3条の基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する新たな生活様式に対応した 公共交通利用の促進や利便性向上に資するものも提案すること。

2) 目標達成のための数値指標や目標値の設定 <令和4年度>

(仮称) 川西市地域公共交通計画の進捗状況を把握するため、地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律第3条の基本方針に基づき、数値指標や目標値の設定を行うこと。

(4) パブリックコメントの支援 <令和4年度>

(仮称)川西市地域公共交通計画(素案)に対する意見募集のために発注者が行うパブリックコメントに必要となる資料作成及び意見のとりまとめと対応(案)の作成を行うこと。

(5) (仮称) 川西市地域公共交通計画(案)の作成等 <令和4年度>

上記の検討内容及び法定協議会での審議内容を受けて、平成27年3月に策定している「川西市公共交通基本計画」を見直すとともに、(仮称)川西市地域公共交通計画(案)の作成を行うこと。作成に当たっては、地域公共交通計画の法定の記載事項を考慮した構成とし、令和3年度に実施予定であるオンデマンドモビリティサービス実証実験の検討結果等を反映すること。なお、計画の策定は、令和4年度末の予定としており、本計画の上位計画である川西市総合計画及び川西市都市計画マスタープランの改定に合わせたスケジュールとする。

(6) 川西市地域公共交通会議の運営支援 <令和3年度・令和4年度>

前述(1)~(5)の検討結果を踏まえ、(仮称)川西市地域公共交通計画策定等について、協議・合意形成を図るために開催する川西市地域公共交通会議の運営支援を行う。開催回数は5回程度(令和3年度:2回、令和4年度:3回)を想定し、支援内容は以下のとおり。なお、本業務には会場借上費、委員報酬等は含まない。

- 1) 資料作成
- 2) 当日の運営支援
- 3) 会議録の作成

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症への配慮を行うものとする。

(7) 打合せ協議 <令和3年度・令和4年度>

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 5 回、成果物納入時の計 7 回 (令和 3 年度:3回、令和 4 年度:4回) 行う。なお、初回及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

(8) 報告書の作成 <令和3年度・令和4年度>

本業務のとりまとめを行い、各年度ごとに報告書の作成を行う。

- (9) 成果品 < 令和3年度・令和4年度> 成果品は各年度ごとに下記を納入する。
 - ・業務報告書 2部
 - ・電子媒体 (CD-R) 2部

(守秘義務)

第6条 受注者は、本業務に関し知り得た知識を第三者に漏らしてはならない。また、業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

(修補)

第7条 受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 本仕様書に規定がない事項及び疑義が生じた際は、調査職員と速やかに協議すること。

以上